総合的な政策評価を可能にする「ファクト・ビルディング(FB)法」

行政情報コンサルティング部 上席コンサルタント 谷口 俊治

1.はじめに

地方自治体では行政評価の導入が進んでお り、最近では事務事業評価だけでなく施策評 価や政策評価への取り組みが広まりつつある。 しかし、その多くはアウトカムベースのベン チマーク指標づくりが中心的であり、既存の 政策を総合的に評価し、その評価結果を今後 の政策改善に活かそうとする動きはまだ多く ない。

国においても、政策評価の実施要領を策定 するための標準的な指針「政策評価に関する 標準的ガイドライン(以下、ガイドラインと 略す)」が2001年(平成13年)1月に公表 され、2002年4月には「行政機関が行う政策 の評価に関する法律」が施行され、政策評価 制度が全政府的に導入された。ただ、各府省 においても、政策評価は試行錯誤の段階であ り、既存の政策に対する共通的な評価手法は 開発途上にある。

野村総合研究所では、2001 年度に、国のさ る補助金制度に関する総合評価を支援し、さ まざまな手法を組み合わせ多面的な事実によ り制度の成果などを評価する手法「ファク ト・ビルディング法」を考案し、評価を行っ た。この手法は、国の多くの制度や施策の評 価に適用できるだけでなく、地方自治体の各 種施策、特に特別会計により運営され見直し が求められている制度や施策の評価にも適用 できるものである。 2.ファクト・ビルディング(FB)法の枠 組み

ファクト・ビルディング法(以下、FB法 と略す)は、上記のガイドライン及び 2001 年12月に閣議決定された「政策評価に関す る基本方針」に準拠して組み立てられた。国 が実施する政策を評価するために定めたガイ ドライン及び基本方針ではあるが、その内容 は地方自治体の政策評価にも十分通用するも のである。

「政策評価に関する基本方針」によると、 政策評価は、個々の事業や施策の採否・選択 を事前に検討する「事業評価」、政策の目標達 成状況を測定する「業績評価」、及び特定のテ ーマを対象に一定期間後に行う「総合評価」 の3つに分けられる。

今回、評価対象としたのは、国家的なイン フラ整備を促進するために、対象地域におい て公共施設の整備を支援する補助金制度であ る。この補助金制度も含め、わが国の既存の 制度や施策の多くはあらかじめ目標(アウト カムベースの目標値)を定めていない。目標 値があれば、上記の業績評価の対象となるが、 これがないため総合評価の対象となる。

FB法は、この総合評価のための手法であ り、個別の公共施設単位の評価結果を束ねる ことにより、補助金制度全体の評価を可能と するものである。

また、ガイドラインによると、総合評価で は「政策・施策の効果の発現状況を様々な角 度から具体的に明らかにする。その際、政策・ 施策の直接的効果や因果関係、場合によって

-1-

は、外部要因の影響についても掘り下げた分 析を行う」としている。すなわち、政策・施 策の効果の発現状況をその"直接的効果や因 果関係"に着目して明らかにすることを求め ている。この点を踏まえ、FB法では政策の 効果をインプット - アウトプット - アウトカ ムの因果関係の中で明らかにすることをめざ している。

FB法を組み立てる枠組みとして「評価の 観点」をまず定めた。「政策評価に関する基本 方針」によると、必要性、効率性、有効性、 公平性、優先性の5つの観点を指定している。 この5点は、地方自治体の政策評価において も共通する普遍性の高いものである。この5 点の中でも、総合評価では「効果の発現状況」 に着目するため、「有効性」に力点を置くこと とした。そして、この5つの観点について、 対象とした補助金制度の内容に即して、具体 的な評価項目を定め、各項目を評価するため の手法を検討した。 ファクト・ビルディング(FB)法を構 成する評価手法

総合評価は、わが国では、外務省のODA (政府開発援助)の評価を除くと、ほとんど 先行例がない。一方、米国などでは、総合評 価は「プログラム評価」として 1960 年代以 降、研究の対象となっている。その手法は、 定量的手法と定性的手法に分けられる。代表 的な手法を表1に示す。

プログラム評価で用いられる定量的手法の 性格は、新実証主義的なものであり、その背 景にある学問分野は経済学、統計学、心理学、 社会学などである。これに対し、定性的手法 では、経済学と統計学に替えて人類学的なア プローチが取られる。一般的に、客観性・操 作性・汎用性という点を考慮すると、定量的 手法の方がプログラム評価には適している。

表1 プログラム評価に用いられる主な手法

定量的手法	定性的手法
1.実験デザイン:有効性を事前事後の比較、実験集団と対照集団の	1.ケーススタディ:インタビュー、観察、資料や記録
比較などで評価	の検討、調査
2.時系列デザイン:プログラム実施前から終了時点までの従属変数	2.エスノグラフティ的面接:小集団のエスノグラフテ
の測定。(例:速度制限後の人口あたり交通事故死亡者数など)	ィ(民族誌)の情報収集のために行う個人面接
3.回帰分析:ある要因によって他の要因を説明する統計分析。	3.参与観察法:観察の方法や対象にコントロールが加
4.費用便益分析、費用有効性(効果)分析:単位費用あたりの生産	えられない観察法
性、有効性の測定	4.フィールドワーク
<まれに使用される手法>	5.評価の評価 (meta-evaluation): 評価の問題点に答
5.システム・ダイナミクス:コンピュータにより社会問題の構造を	えるため、他の評価結果を総合的に考察するもの
擬似再現したもの	
6.計量経済モデル:経済理論を統計学の手法を使って数式化したも	
Ø	
7.産業連関分析:産業部門間の財やサービスのやり取りをマトリッ	
クスにしたもの	
8. 階層分析法(АНР): 代替案の決定を一対比較などにより階層化	
し行うもの	
9.相関分析:相関を持つ変数の関係を数式化したもの	

資料)「政策評価の理論とその展開」(山谷清志著)をもとに作成(手法の説明に加筆)。

地域経営ニュースレター July 2002 vol.46

表1に示すプログラム評価の定量的手法の うち、「実験デザイン」、「時系列デザイン」、

「回帰分析」、「費用便益分析・費用有効性(効 果)分析」を基礎として、FB法の具体的な 評価手法を決定した。特に、「実験デザイン」 の考え方にしたがって、補助金投入のない類 似自治体との比較や公共施設の整備当時と現 在との比較といった時間の経過を加味した評 価手法などを取り入れた。

なお、表1で<まれに使用される手法>と している「システム・ダイナミクス」、「計量 経済モデル」、「産業連関分析」などマクロモ デル手法については、FB法には採用してい ない。それは、これらの手法が、手法として の完成度が高い反面、専門的な数学技法を用 いており、政策評価の狙いである「説明責任 (アカウンタビリティ)=わかりやすさ」と いう要請にそぐわない点や、補助対象となる 市町村というスケールにもなじまないという 点などを考慮しての結果である。

5つの評価の観点とそれに対応した評価項 目ごとに、表2のような評価対象と調査手法 を決定した。

評価の 観点	評価項目	評価手法		
		評価対象	調査方法	
1.必要性	制度の目的そのもの	当初目的が現時点においても変化 していないのかどうか。	文献調査(国会審議録) 関係者オーラルヒストリー	
2.効率性	 1)補助金のインプットに 対するアウトカム 2)制度全体の予算執 行の効率性 	補助実績と当該インフラ整備量の相関 補助実績と施設ニーズの相関 補助制度の決算収支 補助金交付の事務コスト	既存統計 利用者アンケート調査 既存統計 自治体インタヒ [゚] ュー	
3.有効性	1)当該インフラの整備	ストックとしての当該インフラ整備量	既存統計	
	2)公共施設の整備	< アウトプット > 整備件数、整備規模 等 < アウトカム > 利用者数、満足度(整備当時 / 現在) 必要度 等	既存統計(公共施設状況 調) 利用者アンケート調査 自治体アンケート調査	
4.公平性	受益者にとっての負 担	受益者から見た同制度の負担感	受益者アンケート調査	
5.優先性		同制度を他の政策よりも優先すべ きと判定できる材料があるかどう か。	文献調査 学識者の知見(意見交換)	

表2 FB法を構成する評価手法(総合評価のための体系)

地域経営ニュースレター July 2002 vol.46

4.ファクト・ビルディング(FB)法の特徴

FB法では、利用者アンケート調査や自治 体アンケート調査により、個別の公共施設単 位に施設整備量であるアウトプットと利用者 満足度などのアウトカムを実証的に把握し、 これらをひとつの「事実」とした。そして、 これを公共施設の種類ごとに集計し、補助金 投入のない類似自治体と比較して、その差を 補助金による効果とみなした。また、整備時 期による効果の違いや整備当時と現在との効 果の比較を行い、補助金による効果を時間の 経過の視点からも評価した。

このような「事実」を制度全体としての「有 効性」の評価を行う材料とした。また、「有効 性」以外の評価の観点に関しても、文献調査・ 既存統計分析・インタビュー・アンケート調 査を駆使して「事実」を収集し、さらに個々 の「事実」を異なる調査方法により相互にチ ェックし客観性を高めた。

このように、個別の公共施設の評価結果で ある「事実(ファクト)」を積み上げることに より制度全体の評価を行うとともに、異なる 調査手法を駆使して得られた「事実(ファク ト)」を相互に積み上げることにより制度全体 の評価を行うことがFB法の特徴である。 (図1ご参照) すなわち、これは、「アカウ ンタビリティ=わかりやすさ」を重視する観 点から、体系的に得られたデータや情報をあ りのままの「事実」とし、その「事実」をし て制度の成果を語らしむ、という手法である。



図1 FB法の概念図(事実の積み上げによる総合評価)

さらに、 F B 法には以下の 2 つの特徴があ る。

オーラルヒストリーの採用

ーつは、「オーラルヒストリー」の採用である。制度の評価を行う際に、制度の時間的な経過、すなわち歴史に着目することが重要 *地 ※ 20*2 - *スレタ*-July 2002 vol.46 4 である。そこで、FB法の一環として制度 に関わる国会審議録を確認した他、関係者(国 及び自治体等の当時の政策担当者)約 30 名 へのオーラルヒストリーを実施した。

オーラルヒストリーは、形式的にはインタ

ビューと同様であるが、その狙いは、文書で 残された情報以外に当時の関係者からの証言 を付加することにより、政策過程をより多面 的・具体的に把握することにある。現実の政 策の中で結果として実現しなかったものがな ぜ実現しなかったか、といった記録に残って いない部分の意思決定のプロセスを明らかに していくことが目的である。制度の「必要性」 や「有効性」の評価項目を検討するにあたり、 このオーラルヒストリーは非常に効果を発揮 した。

IOO(インプット・アウトプット・ア ウトカム)データベースの構築

もう一つの特徴は、「IOO(インプット・ アウトプット・アウトカム)データベース」 の構築である。FB法では、インプット-ア ウトプット-アウトカムの因果関係に着目す ると同時に、個別の公共施設の評価結果を制 度全体の評価につなげるようにしており、そ のベースとなるものがIOOデータベースで ある。

これは、交付された補助金をインプットとし、これにより生まれた公共施設の整備量を アウトプット、公共施設の利用者数や利用者 から見た満足度・必要度などアウトカムとし て、公共施設単位の検索もできるようにした データベースである。これを任意に集計する ことにより、公共施設の種類ごと、さらに制 度全体のアウトプットやアウトカムが把握で きるようにしている。

なお、利用者の満足度・必要度の調査につ いては、公共施設の現場で調査する方法と当 該自治体住民を対象にアンケート調査する方 法の2通りが考えられる。今回はプレ・アン ケート調査を実施した上で、後者の方法を採 用し、60市町村6万4千人(発送ベース、回 収率40%)を対象とする大規模なアンケート 調査を実施し、「事実」の精度向上に努めた。

図2 IOOデータベースの概念図



地域経営ニュースレター July 2002 vol.46

5.おわりに

以上のようなFB法による総合評価の結果、 当該制度について「必要性、有効性、公平性、 及び制度創設当時の優先性に関して高い評価 が与えられるが、効率性に関しては改善の余 地が認められる」と総括され、今後の環境変 化も加味した具体的な改善方向が示された。

各府省において、また各地方自治体におい て、あらかじめ目標値が立てられていない既 存政策に関する政策評価(総合評価)の本格 的な取り組みはこれからであり、いかに効率 的で分かりやすい評価手法を確立するかが重 要な課題となっている。そのような課題に応 えるために、このFB法が一助になれば幸い である。

筆者

谷口 俊治(たにぐち しゅんじ)
 行政情報コンサルティング部
 上席コンサルタント
 専門は政策評価、行政マネジメント、地域政策
 E-mail: s-taniguchi@nri.co.jp

本 F B 法をはじめ政策評価にご関心のある方は、下記あてにご連絡をお願いいたします。 行政情報コンサルティング部 谷口 03-5203-0798 s-taniguchi@nri.co.jp

地域経営ニュースレター July 2002 vol.46

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。すべての内容は日本の著作権法及び国際条約により保護されています。 Copyright © 2002 Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

-6-